

おたけの郷 入居調整基準施設加点内容

【2015（平成 27）年 9 月 1 日現在】

I 自宅生活困難度【下記項目を勘案し、各 5 点を加点する】

	項目	
特養入居調査票	認知症による問題行動	<ul style="list-style-type: none"> * 外出すると戻れない * ささいなことで怒り出す * 場所・状況を理解できず出て行ってしまふ * 介護に抵抗がある に<input checked="" type="checkbox"/>がある場合
ショートステイ継続利用	在宅生活困難	<ul style="list-style-type: none"> * 継続してショートステイを利用している

II 申請【5 点】

<ul style="list-style-type: none"> * おたけの郷単独で申請している * 多床室・個室拘わらずにより、家族等からおたけの郷を希望している場合

III 主たる介護者の状況【5 点】

	項目	
特養入居調査票	介護者についてお聞きします	<ul style="list-style-type: none"> * 難病と診断されているか障害がある、又は要介護である に<input checked="" type="checkbox"/>がある場合
	持病に自律神経疾患等がある、「その他：具体的に」や「在宅で介護できない事情…」の欄に主たる介護者に精神科症状があるとの記載がされている場合	